

令和7年度 第2回庁議要点記録

日 時：令和7年4月18日（金）午前8時45分～9時20分

場 所：庁議室

出席者：市長、橋本副市長、塩野目副市長、教育長、政策部長、公共施設マネジメント担当部長、総務部長、市民生活部長、健康部長、福祉部長、子ども家庭部長、まちづくり部長、建設環境部長、教育部長、市政戦略室長、政策経営課長、議会事務局次長（代理）、秘書課長、情報管理課長、デジタル行政推進室長、公共施設マネジメント課長、政策法務課長、財政課長、環境経営課長、会計管理者心得

欠席者：議会事務局長

議 題

○協議事項

- ①令和7年第2回定例会付議予定案件について
- ②令和7年度国分寺市一般会計補正予算（第2号）について
- ③事務事業進行管理の事業指定について

○報告事項

- ①令和7年度水防訓練の実施について
- ②西国分寺駅前市有地の利活用検討に向けたサウンディング型市場調査の結果について
- ③令和7年第3回国分寺市教育委員会定例会について

○その他

橋本副市長： 令和7年度第2回庁議を開催します。本日の議題は、協議事項3点、報告事項3点及びその他になります。

協議事項①令和7年第2回定例会付議予定案件について、情報管理課長から説明をお願いします。

【令和7年第2回定例会付議予定案件について別紙参照】

橋本副市長： 追加議案の2件については、学童保育所の建物の権利が5月7日に移行されるため、議案発送時点では手続きが終わらないことから、当初の議案発送に間に合いませんでした。ただし、12日の付託までには間に合いますので、予定で手続きを進めてもらいたいと思いますのでよろしくお願いします。

担当から説明がありました。御意見・御質問はありますか。よろしいですか。なければ、議案発送の準備をお願いしたいと思います。

続いて、協議事項②令和7年度国分寺市一般会計補正予算（第2号）について、財政課長から説明をお願いします。

財政課長： 資料3ページをお願いします。補正額については、467,028千円の増となっています。歳出の増が歳入の増を上回っていますので、財政調整基金から5,073千円を繰入れています。

主なものについて説明します。歳入については、分担金及び負担金の保育所運営費保

護者負担金と都費の4番保育所等利用多子世帯負担軽減事業費補助金です。こちらは、第一子の保育料無償化に伴い、保育者等から徴収する負担金の減と新たに交付される都補助金の増に係るものとなっています。

続いて、歳出です。4ページをお願いします。民生費3番定額減税補足給付金（不足額給付）給付事業に要する経費271,467千円の増となっています。昨年度実施した調整給付について、推計額を用いて算定したことにより、結果的に支給額に不足が生じたことなどに対し、追加で給付を行うために必要な経費を補正するものです。全額国費で充当されるため、併せて歳入を国費の2番で計上しています。

続いて、衛生費の1番予防接種に要する経費52,600千円の増です。こちらは、今年の10月から新型コロナウイルス感染症予防接種を開始するために必要な委託料や、予防接種に係る医療機関従事者の負担軽減のための補助を行う経費を補正するものです。

続いて、消防費1番防災・罹災対策に要する経費12,650千円の増です。国分寺市商工会との災害協定により、防災備蓄品の保存先が拡充されることに伴い、災害用の携帯トイレを15万個分購入する費用を補正するものです。

続いて5ページ、教育費3番体育施設維持管理に要する経費32,260千円の増です。配管の老朽化により工事が確定している国分寺市民室内プールの修繕や、摩耗により状態が悪化している市民戸倉第二テニスコート人工芝の全面張替に必要な経費について補正するものです。

続いて、債務負担行為補正を追加で1件計上しています。

6ページに特別会計の補正予算を参考に、7・8ページに基金一覧表を掲載していますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

橋本副市長： 担当から説明がありました。御意見・御質問はありますか。よろしいですか。なければ、準備方よろしくをお願いします。

続いて、協議事項③事務事業進行管理の事業指定について、政策経営課長から説明をお願いします。

政策経営課長： 国分寺市事務事業進行管理規則の規定に基づき、今年度に進行管理する主要事務事業の決定をお願いしたいというものです。

対象となる事務事業については、資料No.2に記載の5事業としたいと考えています。

本日の庁議を経て市長に決定いただいた後、対象事業の所管に対して執行計画書の提出を依頼しますので、4月30日までの提出に御協力をお願いします。説明は以上です。

橋本副市長： 担当から説明がありました。御意見・御質問はありますか。よろしいですか。なければ、令和7年度の事務事業進行管理事業については、本5事業とすることに決定します。

続いて、報告事項に入ります。報告事項①令和7年度水防訓練の実施について、防災安全課長から説明をお願いします。

防災安全課長： 例年5月下旬に実施している、国分寺市、国分寺消防署合同総合水防訓練について、訓練概要を策定しました。目的は、風水害から市民の生命・財産を保護するために訓練を実施し、水防対応力の向上を図ることです。昨年度に引き続き、水防現場での対応力強化として実地訓練と、指揮命令活動の強化として図上訓練を同時開催します。

今年度の変更点として、実働訓練は建設環境部やまちづくり部、総務部の水防指定課に加えて、公共施設の維持管理を行う施設を所管している課の参加を予定しています。

図上訓練は、市役所執務室や災害対策本部室を使用し、管理職に加えて活動の中心となる係長も参加する訓練を実施します。

次に訓練概要について、訓練日時は令和7年5月25日曜日の8時30分から12時までとし、訓練場所は、実働訓練が防災関連用地やぶんぶん広場、図上訓練が災害対策本部室、市役所3階執務室を予定しています。

具体的な訓練内容と参加範囲は記載のとおりとなりますので確認をお願いします。

この後、グループウェアの掲示板で、水防訓練への参加依頼を掲載しますので、所管課においては御協力をお願いします。報告は以上です。

橋本副市長： 担当から報告がありました。御意見・御質問はありますか。

市民生活部長： 市民生活部の参加者数は6人となっていますが、増えても問題ないでしょうか。

防災安全課長： 多くなっても構いません。

市民生活部長： 分かりました。

橋本副市長： そのほかありますか。

まちづくり部長： 6月にも予定していると聞きましたが、こちらは別途実施しますか。

防災安全課長： 以前は6月に図上訓練を行う予定でしたが、変更となり今回の5月25日に同時開催となります。

橋本副市長： なければ、これで終了します。できる限り多くの職員が参加するように、特に今年度の新規採用職員などへのお声掛けをお願いします。

続いて、報告事項②西国分寺駅前市有地の利活用検討に向けたサウンディング型市場調査の結果について、西国分寺駅等周辺まちづくり担当課長から説明をお願いします。

西国分寺駅等周辺まちづくり担当課長： 現在、西国分寺駅前市有地において、スポーツクラブネサンスが営業している施設の借地契約が、令和9年7月に満了となります。このことから、当該市有地の利活用についての市場性等を把握するため、直接民間事業者から意向や提案の聞き取りを行いました。

調査時期は令和7年1月29日から31日までです。市報・ホームページを通じて募集を行い、サウンディング型市場調査に参加した事業者は14社でした。

提案可能な主な用途としては、商業施設、スーパーマーケット、スポーツクラブ、複合施設（スポーツクラブと商業施設を併設した施設）、ホテル及びレストラン、共同住宅、サービス付き高齢者向け住宅となっています。

次に利用方法についてです。新たな建物を建築して事業を行う者が9事業者、現建物を解体せずに必要な改修を行い事業を行う者が5事業者となっています。

続いて、賃料の水準についてです。現段階では、採算性の計算、建物や設備状況等の確認ができないため回答できないとした者が6事業者、現行賃料と同等以上にできる可能性があるとした者が5事業者、現行賃料を下回る可能性があるとした者が3事業者となっています。

その他、最後に聞き取りをした意見は、資料に記載のとおりです。

サウンディング型市場調査の結果は以上となります。今後、本調査結果を参考としつつ、多角的な視点から当該地の利活用の方向性について、決定していきたいと考えています。報告は以上です。

橋本副市長： 担当から説明がありました。御意見・御質問はありますか。

総務部長： 今後、新たに議会の特別委員会が設置されると思いますが、報告する予定はありますか。

西国分寺駅等周辺まちづくり担当課長： 本件について報告する予定です。

総務部長： 分かりました。

橋本副市長： 他にありますか。なければ、続いて、報告事項③令和7年第3回国分寺市教育委員会定例会について、教育部長から説明をお願いします。

教育部長： 令和6年度最後の教育委員会定例会です。議案番号6番については、管理職職員の人事異動を審議していただきました。

7番以降については、令和7年度の事業に向けて規則改正が必要な案件、任期満了に伴い任命、委嘱を行う案件などです。

次ページの17番については、第四次国分寺市子ども読書活動推進計画の策定に伴い、審議していただいた内容になります。内容については、後ほど御覧ください。

報告は3件あります。令和6年度国分寺市教育委員会児童生徒表彰式について、3月

4日に表彰式を行ったことを報告しています。広報については、次回7月の広報誌に掲載する予定です。

2番の寄附の受領については、琴1面と米を御寄附いただいたことを報告しています。

3番の令和7年度小・中学校教育課程について、重点目標、授業の予定数等を報告しています。報告は以上です。

橋本副市長： 担当から報告がありました。御意見・御質問はありますか。よろしいですか。なければ、その他各部からありますか。総務部長、お願いします。

総務部長： 2点あります。1点目は、4月15日付け事務連絡で発出した令和7年度人件費の執行についてです。市長が常々お話しされているとおり、超過勤務が当たり前になるような仕事は絶対にさせないでください。所属長は、職員の在勤時間の管理を徹底するとともに、必ず事前に超過勤務を命令し、実施申請の段階で状況を確認するようにお願いします。また、週休日等に勤務した場合は、必ず振替休日を取得してください。同一週に取得が難しければ前4週、後8週までは取得できますので、その期間内で振り替えるよう徹底をお願いします。その他については、事務連絡に詳細を示していますので、各部長から課長、職員へ周知徹底してもらうようお願いします。

2点目は、適正な通勤経路の確認です。先般、府中市において通勤手当の不正受給があり、6人が懲戒処分を受けています。これを受け、改めて全職員の通勤経路の確認を徹底してください。今年度、新たに通勤届の確認結果記録を職員課に提出してもらいます。提出期限は、人事考課と同じ6月30日までとしますので、人事考課の面談の際に通勤届も必ずチェックしてください。以上です。

橋本副市長： 総務部長から報告がありましたが、改めて超過勤務のルールを課内で徹底してください。事前の命令申請が原則であり、課長が把握していないということが絶対にないようお願いします。通勤経路についても定期券をしっかりと確認して、結果の報告をお願いします。本件について御意見・御質問ありますか。よろしいですか。なければ、まちづくり部長、お願いします。

まちづくり部長： 熱中症特別警戒アラートについてです。担当課長から具体的な説明をします。

環境経営課長： その他報告資料をお願いします。令和6年度から熱中症特別警戒アラートが創設されました。当該アラートが発表された場合は、市民への周知と、開館している施設をクーリングシェルターとして一般に開放するというものです。運用期間は4月23日から10月22日までとなります。

資料2ページ目に、特別警戒アラート時の本市の対応を示しています。国・東京都を經由した情報は、環境経営課にて受け取ります。平日は、グループウェア掲示板にてお知らせし、土曜日及び休日は、部長職にLog oチャットで連絡しますので、対応をお願いします。

3ページ目を御覧ください。警戒アラート時の対応については、防災安全課によるものとなります。4ページ目はクーリングシェルターの一覧となっています。なお、これらの内容は、昨年度と同様のものであり庁内周知はグループウェア掲示板にて、市民に対してはホームページと市報にて周知を図っていきます。報告は以上です。

橋本副市長： 担当から報告がありました。御意見・御質問ありますか。

福祉部長： 福祉部では、高齢福祉課が熱中症対策で涼み処を昨年度も一緒に実施しています。先行してクーリングシェルターの情報が発出されますが、7月から高齢福祉課も対応すると思います。ダブルスタンダードのようになりますが、別々に行うという考え方でよろしいですか。

環境経営課長： 国の交通整理も徹底されていない状況です。実施主体となる自治体も同時に実施しているところもあれば、それぞれで実施するところもあり、統一している状況は見られません。

当市においては、涼み処は涼み処として、クーリングシェルターはクーリングシェルターとして、新たに認識を持っていただく考えで進めたいと考えています。

福祉部長： 後発で出てくるので、来年度以降は同時に実施するなど、調整できればと思います。また御相談させてください。

橋本副市長： よろしいですか。ほかにありますか。会計管理者心得、お願いします。

会計管理者心得： 現在、令和6年度の出納整理期間中です。令和6年度の伝票の提出期限は4月20日までとなっており、4月20日を過ぎるものについては、連絡票を提出することになっています。

収入はされているが違う科目に入っていたケースや、別の科目で支出をしていたケースが報告されていますので、もう一度細かく見ていただくようよろしくお願いします。

橋本副市長： 会計管理者心得から説明がありました。特に注意してもらいたいのは、請求漏れです。請求があったものの支払っていないものが絶対ないように、再度部課長会あるいは課長会議等で周知徹底をお願いします。出納整理期間は4月、5月の2か月となりますのでよろしくお願いします。

その他各部からありますか。よろしいですか。なければ、最後に市長をお願いします。

市長： 1点目は総務部長から話がありましたが、新庁舎の効果を皆さんで検証してください。特に、1月から開庁していますが、年度としてはこの4月が前年度との比較が可能であると思います。一つ例を上げれば、紙の削減が大きかったと思いますし、このほかにも通勤があります。庁舎内の移動についてもきちんと検証してもらいたいです。それは、ワーク・ライフ・バランスにつながっていると思っています。超過勤務は特例であり、勤務時間内に仕事を終わらせるのが大前提です。特に新入職員については、研修の中でそういうお話をしています。

これからはやはり、長期にわたっての超過勤務が発生するようなことがあってはならないと思っていますし、特別な事由によって業務をしなければいけない時は、管理職がしっかりとチェックすると同時に、課内や担当部署における仕事の在り方がどうなのかを見直してほしいと思います。一人に業務が集中し個人の仕事になっていないかをきちんと見ていくことが必要です。職員の健康管理も含めて、非常に重要なことですので徹底してください。

2点目は、先ほど会計管理者心得から話がありましたが、出納整理期間はあと2か月です。出納閉鎖まで非常に迫っていますので、気になったことについては、徹底的に追及してください。それを放置することで、結果的に期間が過ぎて取り返しがつかなくなり、監査からの指摘につながる可能性がありますので、このようなことがないように進めてもらえればと思います。

それから3点目として熱中症警戒アラートの話がありました。国や気象庁の基準は基準として、それぞれの運用場所によっては、例えば建設環境部は事業者に対して注意喚起をしてもらう必要があるでしょうし、熱中症予防の衣服貸与があります。また、学校ではプールの運用等が校長の判断であると思いますので、それらを含めて今年も酷暑を前提として、事前に対策を取ってもらえればと思っています。

4月が始まって半月以上経過しています。是非この庁舎に移って、仕事のやり方が変わったこと、働き方改革やDXが実施されていることを皆さんが実感し、そして実践した上で検証していきたいと思いますのでよろしくお願いします。以上です。

橋本副市長： 以上で庁議を終了します。